

全 員 協 議 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年6月25日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（32名）

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三
議 員	のぐち けんたろう
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	豪 一
議 員	浅 川 のぼる
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	田 中 香 澄
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	田 中 としかね
議 員	名 取 顕 一

議 員	白 石 英 行
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

4 欠席議員（1名）

議 員	吉 村 美 紀
-----	---------

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	こども未来部長
阿 部 敦 子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
細 矢 剛 史	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱

吉 田 雄 大	教育推進部長
川 崎 慎一郎	企画課長
猪 岡 君 彦	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
鈴 木 大 助	こども若者政策課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
前 田 直 哉	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理部参事施設管理課長事務取扱
真 下 聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査主査	高 橋 裕 美
議事調査主査	窪 田 英二郎
議事調査担当	宮 川 美 帆
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子

7 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
- (2) 本会議の流れ及び所要時間について
- (3) 一般質問
- (4) その他

午後 0時59分 開会

○市村議長 それでは、全員おそろいでございますので、全員協議会をただいまより開会いたします。

議員等の出席状況でございますが、議員におかれましては、吉村議員は病氣療養のため欠席でございます。

理事者におかれましては、進福祉政策課長は病氣療養のため欠席です。

○市村議長 次に、理事者報告です。

訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、訴えの提起が1件、控訴の提起が1件の合計2件でございます。

1件目は、沖縄県にお住まいの方を原告とする訴えで、3月27日付で東京地方裁判所に提起され、5月26日に訴状が送達されたものでございます。

原告は、平成22年から平成24年にかけて本区で生活保護を受給していたところ、原告によれば、区が平成24年に虚偽公文書を作成し、また、平成29年11月には保護受給証明書を変造したとして、それによって損害を受けたなどと主張しているものでございます。

訴えの内容は、虚偽公文書の作成及び保護受給証明書の変造という不法行為に基づく損害賠償として、10万円の支払いを区に求めるものでございます。

2件目は、文京区にお住まいの方を原告とする訴えの判決につき、控訴の提起があったものでございます。

本件は、原告によれば、区によって2か月分の保護費の支払いが拒絶されたとして、1として、当該保護費に相当する額である24万8,390円のほか、2として、区の支払い拒絶が違法であるとして、遅延損害金と、3として、さらに、保護費の不払いに係る慰謝料として10万円を請求していたものでございます。

本件については、2月19日に、区がもともと支払うべき2か月分の保護費に相当する金額の支払いを区に命じたほかは、原告に対する支払いを区が違法に拒絶した事実などなく、むしろ原告が受領を拒絶していたものであるとして、原告のその他の請求を棄却する判決が下されていたところです。

原告は、当該判決を不服として、3月2日付で東京高等裁判所に控訴を提起していたとこ

ろ、6月1日に本区宛てに控訴状が送達されたものでございます。

なお、事件の処理につきましては、いずれの件につきましても、特別区人事・厚生事務組
合法務部へ依頼しておりますことを申し添えます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○市村議長 ありがとうございました。

○市村議長 次に、本会議の流れ及び所要時間についてです。

事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、6月25日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、山田ひろこ議員と海津敦子議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、住民監査請求要旨についての報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第25として、議案第25号の条例案1件、追加日程第26及び第27として、議案第26号及び第27号の事件案2件、追加日程第28から第38までとして、請願審査終了分11件、追加日程第39として、副区長選任の同意について、追加日程第40として、教育委員会委員任命の同意について、追加日程第41及び第42として、監査委員選任の同意についてが2件、追加日程第43として、議員の派遣について、計19件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

日程第1から第12までとして、議案第2号及び第8号から第17号まで並びに第1号の12件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第13として、議案第3号が議題とされ、のぐち厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第14から第16までとして、議案第4号、第18号及び第24号の3件が一括して議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第17から第24までとして、議案第5号から第7号まで及び第19号から第23号までの8件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第25として、議案第25号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務

区民委員会に付託となります。

次に、追加日程第26及び第27として、議案第26号及び第27号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、文教委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。委員会終了後、議場に参集し、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会及び文教委員会から議案審査報告書が提出されますので、これらを本日の日程に追加いたします。

次に、議案第25号が議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、議案第26号及び第27号の2件が一括して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、追加日程第28から第38までとして、各常任委員会における請願審査終了分11件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、副区長選任同意の対象となる者が議場を退出し、追加日程第39として、副区長選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。採決の後、選任同意された者が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇して挨拶を行います。

次に、追加日程第40として、教育委員会委員任命の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

次に、追加日程第41として、監査委員選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。

次に、監査委員選任の対象となる議員が除斥され、議場を退出した後、追加日程第42として、監査委員選任の同意についてが議題とされます。

依頼文書を書記朗読した後、成澤区長から提案説明を受け、起立表決による採決となります。採決の後、選任同意された議員が議場に入場し、一旦自席に着席後、登壇し、挨拶を行います。

次に、追加日程第43として、議員の派遣についてが議題とされます。

議案を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが32分程度、再開宣告から散会宣告までは39分程度と見込んでおります。これに、休憩中の各委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○市村議長 ありがとうございます。

○市村議長 それでは、一般質問に入らせていただきます。

一般質問をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

たかはま議員。

○たかはま議員 先ほど事務局長から、この後の本会議で提案予定と説明がありました人事案件について、お伺いいたします。

議会に同意を諮られる人事案件では、区政の根幹に関わってくる重要な案件でありながら、議決までのプロセスにおきまして、公開の場で質疑をする機会がございません。

全員協議会は、内規によって区政全般の的確な把握及び効率的議会運営を期するものと位置づけられております。まさに、全理事者、全議員がそろっているこの場において、任命権者である区長から、あらかじめその真意や選任の背景をお聞きして、疑問点を解消しておくことが、この後の本会議において我々議員が責任ある意思表示を行うために不可欠なプロセスであるというふうに考えております。

この場をお借りして区長に質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○市村議長 今、たかはま議員から質問がございました。以前、幹事長会でもお伝えしているとおり、全協では、議会運営に関する一切の質問は取り扱いませんということになっております。その上で、人事案件の取扱いについては、申合せ事項において幹事長会を経て、議会運営委員会で取扱を決定するよう定められているところでございます。

本件については、本日の議会運営委員会で既に議題とされておりますし、本会議では区長に提案説明をいただくことになっておりますので、全員協議会の場で質疑を行うことは、私としては適切ではないというふうに思っております。御理解をいただければと思います。

改めて、議会運営の問題提起については、幹事長会や幹事長会に参加されない会派さんであれば、私のほうに直接おっしゃっていただければ、必要に応じて幹事長会で議題とさせていただきますと思っております。そのようによろしくお願いいたしますと思います。

たかはま議員。

○たかはま議員 御答弁ありがとうございます。少数会派の声もぜひ酌み取っていただきたいというところは重ねて要望させていただきますけれども、議長のところには昨日もお伺いして意見交換をさせていただいておりますので、ありがたく思っております。

ただ、今、御答弁の中でありました、以前もという話ですけれども、私、2024年12月12日の全員協議会でも同様の議論をさせていただきました。そのときの議長から御答弁いただいた、また、今も御答弁いただきましたが、議会運営委員会で既に議題とされたといったような理由がございました。ただ、本年6月12日の議運で区長から内定者の発言があり、海津議員が質問されたところ、委員長は区長を指名なさいませんでした。これでは、我々の意思決定に際して、区民に対して説明責任が果たせるとは思えないんですよ。2024年の全協でも紹介したとおり、23区中12区で質疑や討論の機会があるとの調査結果もございますので、本区も公開の場でしっかりと議論を果たすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○市村議長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘のとおり、議会運営委員会で委員長が指さなかったということでございますけれども、先ほど議長から御説明があったとおり、人事案件につきましては、幹事長会を経て議会運営委員会で決定するということでございますので、まず幹事長会を経るということが必要かと思っております。その中で一定議論がなされた上で、議会運営委員会にかけられているということでございますので、先ほど議長が申されたとおり、まずは幹事長会の議題となるように議会内で調整をしていくということかと思っております。

○市村議長 以上でよろしいですか。はい。

○市村議長 それでは、これにて全員協議会を閉会いたします。

午後 1時11分 閉会